

# 平成 30 年度琵琶湖市民清掃実施要領

## 【日時】 平成 30 年 7 月 8 日（日） 小雨決行

（大雨で延期の場合は、早朝に広報車でお知らせします。）

- 実施時間は、午前 8 時頃から 9 時 50 分までのご都合の良い時間をお願い致します。（短時間で結構ですから、各戸 1 名以上のご参加をお願いします。）  
集められたゴミは 10 時迄に各自治会の指定集積所（No1 ～ No22）にお出し下さい。

## 【清掃場所】

- おもな実施場所は、自宅付近の公共地（道路とその側溝、公園、その他）
- 自宅から少し離れた公園その他公共地の清掃もできるだけお願いします。  
それらについては各自治会から実施プランをお知らせすることになっています。
- 袋詰めした土砂・ゴミは、11 時まで指定集積所（別紙略図参照）にお出し下さい。

## 【ゴミの分別方法】

- 草、木の枝・竹等 40cm 未満、太さ 5cm 未満に切って指定のゴミ袋で出して下さい。
- 散在性の燃やせるゴミ、市民清掃において収集したペットボトルは燃やせるゴミです。
- 散在性の缶・ビン・陶器・割れたガラス類は燃やせないゴミとして纏めて出して下さい。
- 土砂・石・泥類は土嚢袋へ（空き地に戻せられない等）指定場所に出して下さい。
- 木・竹などの植物で 40cm 以下に切れない長尺物は、枝をはらい荒縄で結束された物に限り回収。（市民清掃翌日以降に回収、1 週間以上後になることもあります）

**注： ビニール紐により結束しているものは、回収されません。**

- 当日、土嚢袋・ゴミ袋が足りない場合は、各自治会長、副会長に連絡して下さい。  
琵琶湖市民清掃実践本部は市民センター（529 - 0146）です。
- 市の処理施設で処理できない、次のゴミは搬入できません。  
リサイクル家電（エアコン、テレビ、冷蔵庫、冷凍庫、洗濯機、衣類乾燥機）、パソコン等適正  
処理困難物（タイヤ、消火器、バッテリー等）

**注： 上記の物は不法投棄として発見した場合は、集積場所に集めずそのままの状態  
で実践本部に連絡して下さい。**

## 役員（各自治会長、副会長、組長）へお願い：

- ・ 平成 28 年度より回収は大津市のパッカー車が行ないます。  
（自治会員が集積場所を車で回って積み込む作業は、無くなりました）
- ・ 集積場所は各自治会が責任を持って積み残し等の無い様にチェックして下さい。  
（積み残し等があれば、翌週からのゴミ回収に種別ごとに出して下さい）
- ・ 各会長は集積場所ごとにゴミ収集量の報告を実践本部（持田会長）まで報告して下さい。
- ・ 市民清掃実施中、7 時 30 分～9 時の間は広報車にて巡回いたします。（自治会総務担当）
- ◎ 山中町内の市民清掃に於きましては、山中町自治会長の指示にて実行して下さい。  
又、比叡平自治会に於きましても各自治会長の指示にて実行して下さい。

琵琶湖市民清掃ごみ集積所位置図

